

資料2

令和3年9月22日（水）
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

摂津市地域包括支援センター鳥飼分室について

- ・プライバシーに配慮した相談スペースの確保、執務室の広さによる配置職員数等の制限などの観点から、運営法人となる社会福祉協議会との協議の結果、介護報酬請求を除いたセンターの基本4業務を行う「サブセンター」ではなく、身近な地域における総合相談支援業務を中心とした「ランチ」機能としての「分室」を開設します。
- ・常設の相談室はありませんが、公民館の空室を利用することが可能であり、プライバシー性の高い相談については、別室で相談をお聞きする形になります。
- ・職員体制は3専門職種4名によるローテーションで常時2名を配置し、センター業務との兼務もできることとします。
- ・開設時期は令和3年11月1日を予定しています。
- ・引き続き、「分室」の機能拡大、安威川以南圏域への「センター」、「サブセンター」の設置、安威川以北圏域への「サブセンター」の設置について検討していきます。
- ・図面については別紙の通りとなります。

摂津市地域包括支援センター鳥飼分室設置図

